

京都市立芸術大学条例を廃止する条例(平成23年3月23日京都市条例第70号)（芸術大学事務局整備改革推進課）

地方独立行政法人法に基づき公立大学法人京都市立芸術大学を設立し、同法人に京都市立芸術大学の設置及び管理を行わせることとすることに伴い、本市が設置する京都市立芸術大学を廃止することとしました。

この条例は、公立大学法人京都市立芸術大学の成立の日から施行することとしました。

京都市立芸術大学条例を廃止する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 70 号

京都市立芸術大学条例を廃止する条例

京都市立芸術大学条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公立大学法人京都市立芸術大学の成立の日から施行する。

(芸術大学事務局整備改革推進課)